

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、多度津町行政組織条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第8号、多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第7号、多度津町行政組織条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、予定価格が130万円を超える工事及び委託業務、80万円を超える物品購入については、従来担当課で入札を行い、契約業者を決定しておりましたが、執行の公平性及び事務省力化を目的に、総務課へ一元化することによる改正でございます。

改正内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第3条総務課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に、第5号契約に関する事項を加えるものでございます。

1ページをお開きください。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号、多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職に位置づけられることから、改正を行うものでございます。

改正内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第1条中、「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改めるものでございます。

1ページをお開きください。

なお、附則といたしまして、第1条、この条例は平成27年4月1日から施行するとし、第2条で、条例施行の際、現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての在任中に限り、従前の例により在職するものとする、経過措置を設けるものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第7号及び議案第8号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。